

議第298号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 瓜生山学園地区の項の次に次の4項を加える。

高野東開・西開A地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高野東開・西開地区地区計画（以下「高野東開・西開地区地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域
高野東開・西開B地区	高野東開・西開地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域
高野東開・西開C地区	高野東開・西開地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてC地区として区分された区域
高野東開・西開D地区	高野東開・西開地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてD地区として区分された区域

別表第2 瓜生山学園地区の項の次に次の4項を加える。

高野東開・西開A	建築物の用途の制	建築してはならない建築物
----------	----------	--------------

地区	限	<p>(1) 風俗営業，店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) ボーリング場，スケート場，水泳場及び令第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</p> <p>(5) 自動車修理工場</p> <p>(6) 京都市建築基準条例第34条第2号，第3号及び第5号に掲げる店舗</p> <p>(7) 葬祭場</p>	
高野東開・西開B地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業，店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4) ボーリング場，スケート場，水泳場及び令第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</p> <p>(7) 自動車修理工場</p> <p>(8) 京都市建築基準条例第34条第2号，第3号及び第5号に掲げる店舗</p> <p>(9) 葬祭場</p>	
高野東開・西開C地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業，店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p>	

		<p>の</p> <p>(2) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4) 劇場, 映画館, 演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ若しくは令第130条の7の3に定めるもの</p> <p>(5) 自動車車庫(建築物に付属するものを除く。)で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの</p> <p>(6) ボーリング場, スケート場, 水泳場及び令第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</p> <p>(9) 日刊新聞の印刷所</p> <p>(10) 自動車修理工場</p> <p>(11) 京都市建築基準条例第34条第2号, 第3号及び第5号に掲げる店舗</p> <p>(12) 葬祭場</p>
高野東開・西開D地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業, 店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの</p>

別表第2 京都外国語大学地区の項中「31メートル高度地区」を「31メートル第1種高度地区」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

高野東開・西開地区に係る地区計画の決定に伴い、新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物に関する制限を定める等の必要があるので提案する。